

Q₃

財産法・家族法・相続法は、どのような関係にありますか

A

財産法は取引の基本要素（法人格・所有権・契約等）を定め、家族法は生活の基本要素（夫婦・親子等）を定めます。相続法は死亡した人の財産を家族等が包括的に承継する場面について定めており、財産法と家族法の交錯する場面といえます。

解 説

1 財産法の特徴

財産法の主な内容は民法1編（総則）、2編（物権）、3編（債権）であり、これは資本主義（自由主義）社会の基礎となる商品取引を支える規範です。

財産法の主な基準は経済合理性であるため、交換価値が重視されます。ここでは「商品とは、いくらかの金額で『売る』ものだ。それが商品であるなら、お笑いにもダイビングにも市場価格がつく。市場価格とは『交換価値』を反映したものだ。つまり、市場で何かを交換するときの価値を示しているのが市場価格だ」（ヤニス48～49頁）という指摘が参考になります。

所有権の根拠・構造について、「第1に、商品は、個人の『意思』の支配に服する……ところの私的な存在（私的所有権）となり、しかも第2に、その交換という社会的な過程は、この私的な『意思』を媒介とする独立の過程（契約）として私的な所有に対立し、そのことによって商品の所有権の私的性質を独立せしめ、所有権をして純粹に私的なものとして現せしめる」（川島・所有25頁）と説明されたことがあります。

Q57

共有相続財産も共有物分割訴訟の対象になりますか
(ケース【28】【29】【30】参照)

A

遺産共有は、遺産分割によることが適切であり、原則として共有物分割訴訟の対象になりません。しかし、法定相続人が持分を譲渡した場合や、相続開始から10年を経過した場合等には、例外が認められます。

解 説

1 遺産共有の性質

遺産共有（遺産分割前の相続財産の共有）も物権共有（民法の規定する共有、狭義の共有）とその性質を異にするものではないと解されています（最判昭30・5・31民集9・6・793、最判昭50・11・7民集29・10・1525）。しかし、法定相続人は家族に限定されており、遺産全てを対象とする上、特別受益や寄与分に応じて具体的相続分を算定する必要もあることから、遺産分割の手続によることが原則とされています（ケース【28】参照）。ただし、法定相続人が持分を譲渡した場合は例外です（ケース【29】【30】参照）。

民法258条の2第1項は「共有物の全部又はその持分が相続財産に属する場合において、共同相続人間で当該共有物の全部又はその持分について遺産の分割をすべきときは、当該共有物又はその持分について前条の規定による分割をすることができない」と規定しています。これは、同条2項において例外を規定するために前提となる原則を明示するものです。例外だけを明文化することは適切ではないため、共有物分割請求訴訟に係る判決では遺産共有の解消をすることができな

【33】 遺言により相続分がないものと指定された相続人は、遺留分侵害額請求権を行使したとしても、特別寄与料を負担しますか

(最決令5・10・26民集77・7・1911) (Q64参照)

〔ケース〕

Aは、令和2年6月、死亡しました。Aの相続人は、子であるB及びYの2名であり、Xは、Bの妻です。Aは、財産全部をBに相続させる旨の遺言をしていたところ、同遺言は、Bの相続分を全部と指定し、Yの相続分をないものと指定する趣旨を含みます。Yは、令和3年3月、Bに対し、遺留分侵害額請求権を行使する旨の意思表示をしました。

亡Aの親族であるXは、Aの相続人の1人であるYに対し、民法1050条に基づき、特別寄与料のうちYが負担すべき額として相当額の支払を求めました。

〔判 旨〕

民法1050条5項は、相続人が数人ある場合における各相続人の特別寄与料の負担割合について、相続人間の公平に配慮しつつ、特別寄与料をめぐる紛争の複雑化、長期化を防止する観点から、相続人の構成、遺言の有無及びその内容により定まる明確な基準である法定相続分等によることとしたものと解される。

このような同項の趣旨に照らせば、遺留分侵害額請求権の行使という同項が規定しない事情によって、上記負担割合が法定相続分等から修正されるものではないというべきである。

そうすると、遺言により相続分がないものと指定された相続人は、

遺留分侵害額請求権を行使したとしても、特別寄与料を負担しないと解するのが相当である。

ポイント

【33】判例は比較的新しい最高裁判例であり、遺言により相続分がないものと指定された相続人が遺留分侵害額請求権を行使した場合に特別寄与料を負担するかという問題について、最高裁が初めて判断を示したものとして、特別寄与料の解釈において重要な判断を含むものといえます。

解 説

1 【33】判例の評価

特別の寄与の制度（民1050）は、相続人以外の被相続人の親族が、被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした場合に、相続人に対し、寄与に応じた特別寄与料の支払を請求することができるとするものであり、相続法改正により新設されました。

民法1050条5項は、相続人が数人ある場合には、各相続人は、特別寄与料について、民法900条から902条までの規定により算定した相続分（遺言による相続分の指定がされていないときは法定相続分、相続分の指定がされているときは指定相続分。以下「法定相続分等」といいます。）に応じた額を負担すると規定しています。

相続人が遺留分侵害額請求権を行使した場合における各相続人の負担について、明文の定めはありません。このことは、【33】判例の結論を維持する事情といえます。

2 特別寄与料の意義

特別寄与制度は、被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄